

○総務省告示第百十二号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五
条第一項の規定による届出があつた件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十四日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町</p>	<p>届出をした 指定町村の 名称</p>	<p>〔略〕 介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）</p>	<p>法律又は政令</p>	<p>〔略〕 介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第 四章第二節、第百十五条の四十五第一項第一号 及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び 第六号並びに第十項、第百十五条の四十五の五</p>	<p>届出に係る事務の範囲 事務</p>	<p>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</p>	<p>届出をした 指定市の名 称</p>	<p>〔略〕 介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）</p>	<p>法律又は政令</p>	<p>〔略〕 介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第 四章第二節、第百十五条の四十五第一項第一号 及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び 第六号並びに第十項、第百十五条の四十五の五 第一項（第百十五条の四十五の六第四項におい て準用する場合を含む。）、第百十五条の四十 五の七第一項、第百十五条の四十五の八、第百 十五条の四十五の九、第百十五条の四十六並び に第百十五条の四十七の規定により市町村が処 理することとされている事務（市町村が同法第 百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同 項の第一号事業支給費を支給することにより行 う場合における同法第百十五条の四十五第一項 第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>	<p>届出に係る事務の範囲 事務</p>
<p>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町</p>	<p>届出をした 指定町村の 名称</p>	<p>〔同上〕 介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）</p>	<p>法律又は政令</p>	<p>〔同上〕 介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第 四章第二節、第百十五条の四十五第一項第一号 及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び 第六号並びに第九項、第百十五条の四十五の五</p>	<p>届出に係る事務の範囲 事務</p>	<p>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</p>	<p>届出をした 指定市の名 称</p>	<p>〔同上〕 介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）</p>	<p>法律又は政令</p>	<p>〔同上〕 介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第 四章第二節、第百十五条の四十五第一項第一号 及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び 第六号並びに第九項、第百十五条の四十五の五 第一項（第百十五条の四十五の六第四項におい て準用する場合を含む。）、第百十五条の四十 五の七第一項、第百十五条の四十五の八、第百 十五条の四十五の九、第百十五条の四十六並び に第百十五条の四十七の規定により市町村が処 理することとされている事務（市町村が同法第 百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同 項の第一号事業支給費を支給することにより行 う場合における同法第百十五条の四十五第一項 第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>	<p>届出に係る事務の範囲 事務</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	飯館村 葛尾村 川内村 浪江町 双葉町 大熊町	[略]	<p>第一項（第百十五條の四十五の六第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の四十五の七第一項、第百十五條の四十五の八、第百十五條の四十五の九、第百十五條の四十六並びに第百十五條の四十七の規定により市町村が処理することとされている事務（市町村が同法第百十五條の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより行う場合における同法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>
	飯館村 葛尾村 川内村 浪江町 双葉町 大熊町	[同上]	<p>第一項（第百十五條の四十五の六第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の四十五の七第一項、第百十五條の四十五の八、第百十五條の四十五の九、第百十五條の四十六並びに第百十五條の四十七の規定により市町村が処理することとされている事務（市町村が同法第百十五條の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより行う場合における同法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>

附 則

この告示は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。